

2014年2月13日

## 用紙関係の用語の定義に係る認定基準の改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

2014年2月4日に閣議決定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更では、紙類等において、古紙の定義が新たに追加された。エコマーク認定基準においては、表現に一部異なる点などがあることより、整合性を鑑み、用紙に関連する商品類型の認定基準に関して、用語の定義の改定を行う。また、あわせて、グリーン購入法の情報用紙・印刷用紙の品目で評価対象となった竹パルプ(間伐材等に位置付け)について、エコマーク商品類型 No.106「情報用紙」、No.107「印刷用紙」において同様に追加する。

### 2. 改定の概要

グリーン購入法の見直しにあわせ、基準を変更する。

### 3. 改定箇所 (\*下線部を追加、見え消し部を削除)

#### 3. 用語の定義

古紙	市中回収古紙および産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙 <u>であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む)。</u>
産業古紙	<u>原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。</u> <u>ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の</u>

	<p><u>手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)</u>。</p> <p><u>原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。</u></p> <p><u>ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者に加工作を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない（平成3年12月24日通商産業省「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」より）。</u></p>
古紙パルプ配合率	<p>製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。</p>
損紙	<p><u>以下のいずれかに該当するもの。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク）。</u></li> <li>・<u>製紙工場又は事業者内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。</u></li> <li>・<u>前述の産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。</u></li> </ul> <p><u>製紙工程で生じるくず紙。損紙には、抄紙機の湿部で出るぬれた損紙と、乾燥部以後及び仕上げ工程から出る乾燥損紙とがある。これは、普通離解して再使用する（JISP0001：紙・板紙及びパルプ用語より）。</u></p> <p><u>濡れた損紙をウェットブローク、乾燥した損紙をドライブローク、そのまま系内で原料として使用されるものを回流損紙、一度工場内に保管され原料として使用されるものを仕込み損紙と呼ぶこともある。</u></p>
紙製造事業者	<p><u>日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業</u></p>

	<u>「(1421)」「板紙製造業 (1422)」「機械すき和紙製造業 (1423)」及び「手すき和紙製造業 (1424)」をいう。</u>
<u>子会社、関連会社及び関係会社</u>	<u>金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の各項に定めるものをいう。</u>
<u>間伐材等</u> * 1	<u>間伐材又は竹をいう。</u>
間伐材	森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材 (林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(平成 21 年 2 月)より)

\* 1 エコマーク商品類型 No.106 「情報用紙」、No.107 「印刷用紙」のみ

#### 4. 改定する商品類型

- No.106 「情報用紙 Version3」
- No.107 「印刷用紙 Version3」
- No.108 「衛生用紙 Version2」
- No.112 「文具・事務用品Version1」
- No.113 「包装用紙 Version3」
- No.114 「紙製の包装用材Version2」
- No.120 「紙製の印刷物Version2」
- No.130 「家具Version1」

#### 5. 改定日： 2014 年 4 月 1 日

以上